

令和2年第9回 安芸太田町教育委員会会議録

招 集 年 月 日	令和2年8月26日 (水)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター3階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和2年8月26日 (水) 午前9時30分	
	閉 会	令和2年8月26日 (水) 午前10時50分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・池野博文・河本千絵・川野法順	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	生涯学習課長	金升龍也	
	学校教育課長	児玉裕子	
	主幹	林 健太郎	
	主幹	免田久美子	
	課長補佐	江川一康	
	課長補佐	淺田敬文	
会議に付した事件及び採決結果	議案第11号	著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書採択について	原案可決
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員の懲戒処分について 2 学校における携帯電話等の取扱い等に対する指導について 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○臨時会に上程する予算について 		

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午前9時30分開会)

教育長)

連日暑い日が続き、熱中症に関することがニュースで流れておりますが、学校は後ほど申し上げますが、無事2学期をスタートさせました。

今日の議題を見ていただき公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますが、何かございますか。

清胤委員)

議案第11号 著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択についてですが、教科書採択は、採択権者が自らの権限と責任において適正かつ公正に行われる必要があります、開かれた採択が求められてはおりますが、円滑な採択を進めていくためには、静謐な採択環境が必要であると考えます。したがって、審議は非公開が適当ではないかと思えます。しかし、審議内容の会議録の公開については、文部科学省や県教育委員会の指導もありますので、できるだけ速やかに行うべきと考えます。

教育長)

ほかにご意見ございませんか。

(意見なし)

それでは、清胤委員の発議についてお諮りしたいと思います。議案第11号 著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択については、公開をしないということに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。従いまして、議案第11号を公開しないで審議することといたします。なお、会議録の公開につきましては、事務局で作成後は速やかに公開するようお願いします。

日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

1 8月～9月の学校等の状況

- ① 新しい学びプロ拡大研修会 (8月1日・19日) WEB会議
- ② 文部科学大臣ヒアリング (8月7日) 文科省
- ③ 安芸太田町平和記念式典 (8月15日) 戸河内ふれあい
- ④ 2学期始業式 (8月18日) 各小中学校
- ⑤ 【予定】 芸北支所による学校訪問 (8月28日) 戸小・筒小・安中
- ⑥ 【予定】 管内教育長会議 (9月2日) 北広島町
- ⑦ 【予定】 自民党教育再生実行本部ヒアリング (9月3日) 自民党本部

- ⑧ 【予定】 9月定例議会開会（9月4日）
- ⑨ 【予定】 第8回科学アカデミー（9月5日）加計中

- 2 文部科学大臣ヒアリング（8月7日）文科省【再掲】
 - ・全国都道府県教育委員会連合会 ・全国市町村教育委員会連合会
 - ・指定都市教育委員会協議会 ・中核市教育長会 ・全国町村教育長会内容)・学校再開後の学習状況や児童生徒の様子
 - ・学校再開後の教職員の勤務状況と処遇の在り方
 - ・国への要望事項等
- 3 筒賀・上殿・戸河内＝3小学校の集合学習（7月13日～30日）の様子
- 4 新型コロナウイルス感染防止対策として第二波を想定して
 - ① 中学三年生の遠隔授業・オンライン学習の実施に向けて
 - ② 家庭学習の習慣化
 - ③ スマホ、ゲーム機、PCとSNS問題
 - ④ 教職員の研修の必要性
 - ⑤ その他
- 5 服務規律の徹底について
 - ・セクハラ・飲酒運転等の未然防止
 - ・交通違反や交通事故の未然防止

日程第4 報告・協議

教育長)

次に報告協議に入りますが、報告協議1 教職員の懲戒処分について事務局から説明をお願いします。

林主幹)

(教職員の懲戒処分について説明)

教育長)

懲戒処分について、何かご質問ございますか。

清胤委員)

言葉が出ないですが、スマホの使い方を児童生徒に指導する立場にありながら、こんな目的で自分のスマホを使用するということは、懲戒免職しかないなと思われませんか。これは、女子トイレにあったということは生徒が発見したんでしょうかね。

教育長)

新聞報道では、女子生徒がトイレで発見したようにありました。

清胤委員)

先ほど使われていない部屋など整理整頓するということで、いいことだと思いますが、女子更衣室やトイレに入る時には、急いで用を済ませずに周りに気を付けて利用するような身の安全を防衛するような指導が在ることになりますね。いろいろ考えさせられます。

教育長)

次に報告協議2 学校における携帯電話等の取扱い等に対する指導について事務局から説明をお願いします。

免田主幹)

(学校における携帯電話等の取扱い等に対する指導について説明)

教育長)

大きく2つあります。一つは全国的なレベルで県立の高等学校で持ち込みについては議論され、結果としては校内への持ち込みは認めるという形で広島県内は進めております。その議論をする時に私も会議へ出席したことがあります。PTA代表から中学生も持たせてはどうかというご意見もありましたが、結論的には原則持ち込みは禁止ということは変わっておりませんでした。今回の内容を見ると一定の条件が4つ示されておりますよね。(1)自ら律することができるようなルールを学校のほか生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること(2)学校における管理方法や紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること(3)フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること(4)携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。この4つが整った状態であれば持ち込むことについて認めてはどうかということが書いてあります。皆さんのお気持ちはだいたい一致しているかと思いますが、現状を踏まえながらおそらく県内でも一度この議論が始まると思います。広島県の携帯電話の取扱いに関わって県教委と広島市教委、県P連、高P連、市P連、都市教育長会、町教育長会が集まって議論して今の高等学校のルールを作りましたので、次は小中学校についての議論が始まると思っています。それまでに教育委員会として意見を交換しておきたいと思えます。何か現状なりご心配なことなどございますか。

清胤委員)

10年ぶりぐらいに機種変更しましたが、これまでは電話やメール、検索など4種類ぐらいの活用であったのに、慣れないことに加えていろいろなアップデートとかがあって大変でした。やはり道具なので人が支配されてはいけないと思うんですね。ですが人を支配するぐらい今のスマホは力がありますので、使い方次第で大変なことになると思いました。9時になったらスマートフォンは使用しないと書いてありますが、絵にかいた餅にならないように具体案が何点かある方がいいかと思いました。例えば、充電場所は家族が見える場所にするとかですね、親としてしつけの自覚をして対策をした方がいいかと思えます。生活の中でそれがリズムとして身につくとスマホから離れて自分の時間を他のことに費やすことができるのではと思います。オンとオフを使い分けるといったようなカッコいい表現にすると子どもたちは案外やってくれるのではと思います。

教育長)

学校への持ち込みについての議論になったきっかけは、最近続いている地震や水害ですよね。子どもが家族と連絡がとれなかったというようなことが持たせたいという親の希望というふうに言われているんですが、中学生はどうですかね。

河本委員)

中学生まで持たせたいと思わないのは、近場に通学していて情報もすぐ入り、迎えもすぐに行けるという安心感ですね。

教育長)

中学生に持たせた方がいいという意見をお持ちの方いらっしゃいますか。県レベルでの話し合いの中でスマホの扱い、持ち込みについて議論していて「ストップ9」というのが出てきています。どれだけこのことが家庭に周知をされているかということですね。この4つの項目についてはどう思われますか。

池野委員)

私たちの子どもの時代と違ってスマホが今はあるのが当たり前なので、そういう中でどう付き合うのかというのは、親も子どももそうですが、この条件は、そういう意味で持ち込む持ち込まない以前にお互いに作っておいておかないといけない状況が来ているんだと思います。一方でスマホを子どもが自分で持っている割合がどのぐらいいるのか、1日にどれぐらいスマホを使っているのか、そのあたりの実態はどうなんでしょうか。

免田主幹)

4月にスマホに限らず自分が使えるネット環境について、タブレットも含めてしました。中学生では3分の1ぐらいが自分で自由に使える物を持っているということでした。使用状況については、中学校は調査をして使用時間が長い子には面談をしているんですけども、町では把握しておりませんが、休校期間中に長い子は、何十時間つなぎっぱなしでラインなど無料なので、ずっと使用していたようなこともあったようです。子どもによっては非常に長いのではないかと危惧しております。

教育長)

一方で、高校ではほとんどの生徒が持っているので、休校中はスマホを使ってオンライン授業ということもされていたという皮肉な状況もあります。それがあるので、何とか連絡が取れたということもあります。アフターコロナとして新しい時代に入らざるを得ないのかもしれないかもしれません。義務教育で言えば一人1台ということを持たせるという形でやりますが、家庭でのSNS、見知らぬ人とのやり取り、それが事件に発展するというのをどう食い止めていくかですね。学校でもいろいろ指導はしているところではありますが、どうでしょうか。

清胤委員)

教育長さんのおっしゃるようにウイズコロナ、アフターコロナの時代においてなくてはならない機器だと思うんです。気象状況も悪化して連絡が取れなくなるような事態を考えると持たせないというも持たせるということが当たり前の中で一人一人が持つ上で精神的に自立しないといけないと思うんです。親としては何かあってからでは親の立場で助けられないことが多いんですが、頭ごなしでやっちゃいけないではきかないので、自立してスマホを使いこなせるように子どもにわからせられる方法を保護者の方と連携できらいいですよ。親子関係が崩れたところから依存症になりそこから事件に発展してはいけないので。それと保護者の方をお願いしたいので、何かあった時に警察に相談もあるでしょうが、義務教育にある間はすべてをしておかないと、子どもたちへの指導がうまくいかない。いつも読ませていただく告辞に、家庭と学校が車の両輪のごとくという部分がありますが、まさにそれなので、保護者の方には学校へ報告してほしいと思います。

河本委員)

ルールのような決まり事もいいですが、物理的な年齢に応じたものがあればいいかとも思いました。ギガ数の上限のようなことですが、自分の容量を管理するというようなことです。

教育長)

家庭でスマホなどの扱いについてしっかり話し合いができるといいんですが、ほとんどがそのようにならないと思うんですね。全体としてどうするかということですね。

ここで、教育委員になられた川野法順さんをご紹介します。川野委員には、保護者の立場からいろいろご指摘をいただきたいと思います。

(川野法順新教育委員あいさつ)

それでは、次にその他の報告協議に入ります。

児玉課長)

(コロナ禍におけるT授業について説明)

免田主幹)

(T授業のアンケートをもとに説明)

教育長)

何か事務局の方で感じられたことなどありますか。

林主幹)

戸河内小学校へ行った時に、人数が多いというのは視覚的にわかりませんが、子どもたちの声がどの学校の子どもたちからもいろいろな方面から出ており、表情もいきいきとしており自分の意見を発表していました。たまたまかもしれませんが、今まで見たことのない景色でした。先生の方もメインの先生のほか同学年の先生がT1、T2、T3とついてますので、先生方も子どもたちも躍動感のある授業だったなというのが印象です。

教育長)

私も戸河内小学校で体育の授業を見た時に、自分の学校だけではチームでできないことができていました。ソフトバレーボールでしたが、1コート4人対4人で対決をするんですが、3校集まると2コート使って対抗戦をしていました。同じ発達段階の同学年でチームプレーで競い合うことができ、ものすごく楽しそうでした。これから第2波が来て休むようになるのか、あるいは先生や児童生徒に感染症が出た場合には、一時的に学級又は学校を閉鎖することが想定されますので、授業の確保をICTの活用であるとかT授業のような集合学習で補っていくのか、非常に今回の事業は参考になったと思います。何かご意見ございますか。

池野委員)

T授業によって体験できなかったことができたということで、非常に良かったと思います。イベントだけに実施する難しさがあると思うんですね。子どもたちの人間関係含めて、ここにあるように学校によって進度が違うことなど難しさもあるのですが、非常にいい試みであったと思います。

児玉課長)

この度のコロナの関係で7月30日まで延ばし、夏休み明け8月18日から2学期を始めました。先ほど説明しましたT授業の目的には、コロナによる休校中の授業の保障以外に夏場の暑さ対策として空調設備のある筒賀小と戸河内小を会場に行われました。T授業の期間は、意外に涼しかったのですが、盆明けから予想外の酷暑となりました。8月に入り地元の

議員さんも心配されて学校へ訪問されたようです。学校教育課としては、空調を入れる算段をいろいろ検討しておりましたが、盆休みを挟むことや設置するごろは涼しくなることなど考え、スポットクーラーを各教室に1台ずつ購入することにし、先週末金曜日に届き現在、稼働しているところです。電源が落ちないように取り方を工夫して使用してもらっています。また、グラウンドで使用するシャワーミストを購入しました。これから運動会に向けて練習もありますので、暑さ対策として乗り切ってもらえたらと思っております。

日程第3 議事 (非公開により審議)

教育長)

議案第11号 著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いします。

浅田課長補佐)

(著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択について説明)

教育長)

ちょっと聞いてもいいでしょうか。小学校で一般図書になるのは、附則第9条の規定による教科用図書ということで、著作教科書を使っているところがありますか。

浅田課長補佐)

来年度の採択については、ありません。

教育長)

中学校は下学年で小学校用を使用するということがあるということで、音楽や美術等は当該学年ですか。

浅田課長補佐)

はい。安芸太田中の生徒で、国語や算数などは小学校用を使用します。

清胤委員)

その子その子の状況によってこの教科書がいいというものは、担当の先生方に選んでいただくのが最適だと思います。教科書のタイトルを見ても私たちにはわからないのですが、専門的に選定された先生方を信頼してお任せしたいと思います。

河本委員)

特別支援学級の生徒さんの教科書の使い方は、どのような感じになるのでしょうか。

免田主幹)

両方あります。その子の教育課程に応じて選定して採択されてますので、例えば中学3年生の教科書を使って特別支援学級ですることもありますし、交流学級で同学年の生徒と一緒に音楽や美術などする教科もあります。

教育長)

直接には関係ありませんが、デジタル教科書はどのような導入状況ですか。

児玉課長)

今年度小学校教科書の採択替えがありましたので、算数は全小学校1～6年生、国語は1・2年生、この2教科を購入して使用しています。あと英語については、文科省からデジタル教材の配布があったものを各学校で使えるようにしています。

教育長)

中学校はまだないですかね。

児玉課長)

はい。中学校は来年度教科書が一新しますので、これまでは入れておりませんでした。来年度の予算編成では、視覚的に学習効果のある教科などのデジタル教科書については、検討していかなければいけないと考えております。

教育長)

コロナ禍とGIGAスクール構想で1人1台端末がふっと湧いてきて、紙ベースの教科書に代わってデジタル教科書にするべきではないかという方へ大きく舵が変わったんですね。ところが国が言っているデジタル教科書は、紙の教科書と同じ中身です。今年小学校用に購入したものはもっと値段も高くてクリックすれば動画が再生されたりというようなものです。今ある教科書と同じ内容のものでいいのか、動いたり音がでたりするような教科書にするべきではないかという議論が新しく始まっています。ものすごいスピードでいろいろなことが変わってきています。

それでは、議案第11号 著作教科書及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択については、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成ということで、議案第11号は原案どおり採択することに決定しました。

それでは、第10回の教育委員会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会議の日程調整)

9月25日金曜日ということをお願いします。

以上で第10回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

(午前10時50分 閉会)